

29度新エネ技戦第0322001号

平成30年3月27日

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

技術戦略研究センター

NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針

本プロジェクトの目的の達成及び本プロジェクトで取得又は収集した研究開発データの効果的な利活用促進のため、本プロジェクトにおいては、以下のデータマネジメントを行うことを原則とする。

本方針に記載のない事項については、本プロジェクトの目的を踏まえ、プロジェクト参加者間の合意により必要に応じて定めるものとする。

プロジェクト参加者は、本方針に従い、特段の事情がない限りプロジェクト開始(委託契約書の締結)までに、研究開発データの取扱いについて合意した上で、データマネジメントプランを作成するものとする。

なお、プロジェクト参加者間でのデータの取扱いについての合意書（以下「データ合意書」という。）及びデータマネジメントプランの作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（別冊）委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」（平成29年12月）を参考にする。

1. 本方針で用いる用語の定義

(1) 研究開発データ

「研究開発データ」とは、研究開発で取得又は収集した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

(2) 自主管理データ

「自主管理データ」とは、プロジェクト参加者が自主的に管理する研究開発データをいう。

(3) 非管理データ

「非管理データ」とは、自主管理データ以外の特に管理を要しない研究開発データをいう。

2. 本研究開発における研究開発データの基本的事項

(1) 自主管理データ

自主管理データについては、一義的には取得又は収集したプロジェクト参加者が管理方針を決定すべきものであるが、種々の目的や用途のためにプロジェクト参加者自らによる利活用又は他者に対する提供等を促進するよう努める。

3. NEDOと受託者とが約する事項

(1) データカタログに掲載する索引情報の報告

プロジェクト参加者以外にも提供・利活用が可能な自主管理データについては、その索引情報（以下「メタデータ」という。）をNEDOに報告し、これをNEDOが作成したデータカタログに掲載することに同意するものとする。

(2) データマネジメントプランの提出

受託者は、プロジェクト参加者以外にも提供・利活用が可能な自主管理データについては、データマネジメントプランをNEDOに提出する。

また、受託者は、プロジェクト参加者間のみで共有・利活用可能な自主管理データ、他のプロジェクト参加者やプロジェクト参加者以外と共に・利活用しない自主管理データについては、研究開発データの名称、研究開発データの管理者、研究開発データの説明及び秘匿する理由を記載した簡略型データマネジメントプランをNEDOに提出する。

データマネジメントプラン及び簡略型データマネジメントプランは、特段の事情がない限りプロジェクト開始前までに、NEDOに提出する。ただし、プロジェクト開始前にデータの取得又は収集を想定することが困難な場合は、データの取得又は収集の想定ができた時点で、データマネジメントプラン及び簡略型データマネジメントプランのNEDOへの提出を行うこととする。

(3) データマネジメントプランの追加提出・修正

受託者は、プロジェクト開始後に、想定し得なかったデータが取得又は収集される場合は、必要に応じて、研究開発プロジェクト期間中であってもデータマネジメントプラン及び簡略型データマネジメントプランを追加又は修正し、NEDOに提出する。

(4) 受託者は、データマネジメントプラン、簡略型データマネジメントプラン及びメタデータをNEDOが別途指定する様式によりNEDOに提出する。

4. プロジェクト参加者間のデータ合意書で定める事項

(1) データマネジメントの体制の整備

本方針に従い、自主管理データのマネジメントを適切に行うため、知財運営委員会にデータマネジメント機能を付与する。

知財運営委員会は、管理すべき研究開発データの特定、研究開発データの形式の決定、データ提供、秘匿化の方針決定及び研究開発データの利用許諾条件等の調整等を行う。

(2) 本プロジェクトの研究開発データの第三者への開示の事前承認¹

本プロジェクトの実施によって取得又は収集された研究開発データのうち、自主管理データについては、知財運営委員会の承認を得ることなく、プロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。ただし、知財運営委員会の承認が得られた研究開発データについては、広範な利活用を促進するよう努めるものとする。

(3) データマネジメントプランの作成及び研究開発データの利用許諾

プロジェクト参加者は、データマネジメントプランを作成してNEDO及び知財運営委員会に提出し、データマネジメントプランに従って研究開発データの管理を実施する。また、研究開発の進展等に伴い、データマネジメントプランを適宜修正してNEDO及び知財運営委員会に提出する。

研究開発データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

(4) 本プロジェクト期間中の研究開発又は本プロジェクトの成果の事業化のための研究開発データの利用許諾

プロジェクト参加者は、本プロジェクト期間中における本プロジェクト内での他のプロジェクト参加者による研究開発活動に対して、又は本プロジェクトの成果を事業化するための活動に対して、必要な範囲で、無償又は合理的な利用料で利用許諾することを原則とする。(自主管理データにおいて、プロジェクト参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。)

ただし、当該研究開発データを利用許諾することにより、利用許諾を行った者の既存又は将来の事業活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、利用許諾を拒否することができるものとする。このほか、例外として認める範囲(特にプロジェクト参加者が本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データ)については、プロジェクト参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

¹ 個人情報を含む研究開発データについては、他者に提供する場合には、本人の同意を得ることや特定の個人を識別できないように加工することが必要となるが、プロジェクト参加者は、当該加工に際し、法令及びガイドライン等を十分に考慮する必要があることに留意する。また、自主管理データを管理するに当たり、不正競争防止法における保護を受けるためには、その自主管理データが、不正競争防止法上の「営業秘密」として管理されていることが必要である点に留意する。

研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

5. プロジェクト参加者がデータマネジメントプランに記載する事項

以下の事項につき、本プロジェクト内での他のプロジェクト参加者とよく協議を行った上で記載すること。特に（8）に関しては、研究開発データの円滑な提供に向けた取組として、当該研究開発データと、プロジェクトで他のプロジェクト参加者が開発したソフトウェアや他のプロジェクト参加者が取得又は収集した研究開発データと併せて利用許諾される可能性があれば記載すること。

- (1) 研究開発データの名称
- (2) 研究開発データを取得又は収集した者
- (3) 研究開発データの管理者
- (4) データの分類（自主管理データと記載）
- (5) 研究開発データの説明
- (6) 研究開発データの想定利活用用途
- (7) 研究開発データの取得又は収集方法
- (8) 研究開発データの利活用・提供方針
- (9) (他者に提供する場合) 円滑な提供に向けた取組
(秘匿して自ら利活用する場合) 秘匿期間、秘匿理由
- (10) リポジトリ（プロジェクト期間中、終了後）
- (11) 想定データ量
- (12) 加工方針（ファイル形式、メタデータに関する事項を含む。）
- (13) その他（サンプルデータやデータ提供サイトのURL）

（改訂履歴）

平成30年3月 第1版

(様式第1)

平成 年 月 日

データマネジメントプラン 兼 簡略型データマネジメントプラン 届出書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住 所
名 称
氏 名 役職印

年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」
に係るデータに関して、「業務委託契約約款」第28条の4の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

1. データマネジメントプラン 兼 簡略型データマネジメントプラン 1部

契約管理番号 | ○○○○○○○○-○

備考：用紙の寸法は、日本工業規格A列4とし、左とじとすること。

(別紙1) データマネジメントプラン 兼 簡略型データマネジメントプラン NEDO

NEDO

区別	新規 / 修正または追記	注1)
事業開始年度	平成 年度	
開発項目		

契約管理番号	○○○○○○○○-○
提出日	平成 年 月 日
法人名等	

注1)新規か修正・追記かを選択すること。

委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドラインガイドライン(H29年12月経済産業省)を参照の上、記入すること。

注2)再委託先の取得するデータについても記入すること。

注3)当初レベル1、レベル2の場合でも、プロジェクトの進展に伴い、レベル3またはレベル4に修正された場合は、公開レベル3又は4の必須項目を記入すること。

入すること。
注1) データの個数が11以上ある場合は、二枚目のシートを作成する。

注4) データの個数が11以上ある場合は、二枚目のシートを作成すること。
注5) 委託者指定データの指定方法についてより適切な提案がある場合などはその他欄に記入の事。

公開レベル3又は4を選択した場合、必須								
データNo.	データ名称	研究データの想定利活用用途	研究データの利活用・提供方針	円滑な提供に向けた取り組み	リポジトリ	想定データ量	加工方針	その他
1	○○実証においてセンサより撮像したデータ及び関連データ	交通状況の分析ソフトを開発する他のプロジェクト参加者と共有することで、プロジェクトの目的であるソフトの開発に貢献する。また、事業終了後も、人工知能技術における学習用データセットへの応用可能性が十分に考えられる。	プロジェクト期間中:同一プロジェクト参加者には無償で提供。 プロジェクト終了後:一定期間後に広く公表する。但しデータのクレジット表記を条件とする。	関連するプログラム製作とセットでプロジェクト参加者以外の者へ無償で利用許諾できないか検討する。また、プロジェクト参加者以外の者への提供時期は市場での競争力を踏まえ、委託者と協議して決定する。	期間中:自社に保存 終了後:自社に保存		ファイル形式:Excel メタデータ:日付、気温、天候等 その他:個人情報を含むデータは他者に提供する場合には本人の同意を得ることや特定の個人を識別できないように加工することが必要になることに留意する	例えば、サンプルデータやデータ提供サイトのURLを記載する。
2	○○のシミュレーションデータ	シミュレーション結果は他のプロジェクト参加者で共有する。	プロジェクト期間中:同一プロジェクト参加者には無償で提供。 プロジェクト終了後:一定期間後に事業の実施上有益なものに対しての提供を開始。但しデータのクレジット表記を条件とする。	関連するプログラム製作とセットでプロジェクト参加者以外の者へ有償または無償で利用許諾できないか検討する。また、プロジェクト参加者以外の者への提供時期は市場での競争力を鑑み、プロジェクト終了後1年後を想定。	期間中:自社に保存 終了後:自社に保存		メタデータ:環境条件と計算結果概要 その他:最適なフォーマットは他のPJ参加者と協議する。	例えば、サンプルデータやデータ提供サイトのURLを記載する。
3	○○のシミュレーションデータ				期間中: 終了後:			
4	○○のシミュレーションデータ				期間中: 終了後:			
5	○○のシミュレーションデータ				期間中: 終了後:			
6					期間中: 終了後:			
7					期間中: 終了後:			
8					期間中: 終了後:			
9					期間中: 終了後:			
10					期間中: 終了後:			

(様式第2)

平成 年 月 日

メタデータ 届出書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住 所
名 称
氏 名 役職印

年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」
に係るデータに関して、「業務委託契約約款」第28条の4の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

1. メタデータ 1部

契約管理番号 | ○○○○○○○○-○

備考：用紙の寸法は、日本工業規格A4とし、左とじとすること。

(別紙2) メタデータ

NEDO

契約管理番号 ○○○○○○○○○-○

事業開始年度	
事業名	

平成 年 月 日

独立行政法人○○研究所

公表可能データ

データNo.	データ名称	データの説明	管理者	プロジェクト終了後の リポジトリ	概略データ量	研究データの利活用・提供方針	連絡先	備考
1	○○実証においてセンサより撮像したデータ及び関連データ	○○実証においてセンサより撮像したデータであり、道路の画像データ（日付、気温、天候を含む）	独立行政法人○○研究所	自社に保存	100 GB	提供の可否および条件は個別に相談		
2	○○のシミュレーションデータ	○○を予想するためシミュレーションによって得られた○○データ（計算の前提となる条件を含む）	同上	自社に保存	10 GB	同上		
3								
4								

受託者は、本書の提出をもってNEDOが本書の内容をデータカタログで公表することに同意するものとする。

受託者は、プロジェクト終了後に自主管理データを削除・破棄する場合は、備考欄にその旨を記して、本書を提出しなおすものとする。その再提出をもってNEDOは掲載等を中止する。